

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9  
TEL: 03-3259-3111(代表)  
www.ms-ins.com

2022年8月29日

～中小企業の事業継続力強化を支援～

**【国内初】中小企業向け震度インデックス型定額払商品の販売開始**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は、本日から、中小企業向けの火災保険において、震度に応じて定額保険金をお支払いする「事業をとめない 震災クイックサポート＜インデックス保険※1＞」の販売を開始します。

本商品は震度6弱以上の大規模地震発生時に、速やかに当座資金を補償し、早期復旧・事業継続を支援することを企図したもので、国内損害保険会社で初めて、中小企業向けに損害調査や保険金請求を必要としないインデックス型地震保険を販売します。

インデックス型地震保険は世界的にも稀有ですが、地震大国である日本における中小企業の災害対応力を高めるために開発しました。

当社は、今後も新たな商品・サービスの提供を通じて、レジリエントでサステナブルな社会を支えていきます。

※1：損害と因果関係のある指標（インデックス）があらかじめ定めた基準を満たした場合に、損害状況を確認することなく、定額の保険金をお支払いする保険です。

## 1. 開発の背景

地震は他の自然災害と比較しても激甚性が高く、ライフライン・交通の断絶による社会の混乱や、損害調査・修理業者のひっ迫などにより、保険金支払に時間※2を要します。

中小企業庁の被災地域アンケートでは、広域の自然災害時は、半数以上の中小企業が数百万円～1千万円程度の費用が事業再開までに必要となったと回答しており、中小企業にとっては、事業再開までの固定費や諸費用等の当座費用を早期に受け取りたいというニーズが高いことが確認されています。

当社は、このような当座のキャッシュフローを支援し早期復旧の手助けを行うこと、本商品の提供により、中小企業の皆さまに地震保険の普及を図っていくことで、社会的使命を果たしていきます。

※2：企業地震保険においては、震度6弱以上の地震の被害に対して、保険金のお支払いに平均200日程度要しています（当社実績）。

## 2. 商品の概要

### (1) 概要

本商品は、事業活動総合保険の休業損害補償条項に「地震災害時緊急費用等補償特約（震度連動型）」をセットしてお引受けします。休業損害補償条項の設定口数（粗利益日額）によって、特約保険金額が自動的に決定されます。

震度6弱以上の地震発生時に、保険の対象の所在地の観測震度※3に基づき実際の損害の程度によらず、以下の定額保険金をお支払いします。なお、特約保険金額は期間通算とします。

※3：観測震度は、気象庁が発表する「震源・震度に関する情報」における市区町村単位の震度情報を使用します。

主契約：休業損害口数 (1口=1万円で粗利益日額 以下で設定)	特約保険金額 (休業損害口数に連動 して自動的に決定)	観測震度	補償額
31口以上	1,000万円	7	保険金額の100%
21口以上30口以下	500万円	6強	保険金額の30%
11口以上20口以下	300万円	6弱	保険金額の10%
10口以下	100万円		

## (2) 商品コンセプト

- ① 損害調査・保険金請求が不要なため、広域災害時の混乱や修理業者不足の場合でも、保険金の早期支払を可能とします。
- ② 「中小企業が被災直後から事業再開までに必要とする資金」として最大1,000万円を補償します。
- ③ 日本全国どこでも即日契約締結可能な商品です。

## (3) 販売開始時期

2022年10月1日以降始期契約から販売

## (4) 対象商品

事業活動総合保険・休業損害補償条項／ワイド・ワイドPlusプラン（オールリスクプラン）

## (5) 販売対象地域

保険の対象の所在地にかかわらずご契約が可能<sup>※4</sup>です。（代理店による販売完結が可能）  
またご契約に際し、地震のリスク判断に関する追加情報は不要で、建物情報に関係なく、震度6弱以上の地震が発生した場合に、損害調査を行わず保険金をお支払いします。

※4：事務所など一部お引受け対象外業種があります。

## (6) 当座資金の用途例<sup>※5</sup>

- ・社員を緊急避難させるための費用（レンタカー、ハイヤー・タクシーの費用等）
- ・建物や設備の被害状況を調査する費用
- ・社員の緊急出社対応費用（残業代の費用など）
- ・営業継続をするために緊急で代替となる原料や商品の購入費用

※5：一例であり、実際は用途の制約はありません。

## (7) 特約保険料例<sup>※6</sup>

業種	粗利益日額	保険金額	都道府県	保険料
製造業	40万円	1,000万円	東京都	70万円
飲食サービス業	20万円	300万円	大阪府	15万円
卸売業・小売業	10万円	100万円	福岡県	2万円

※6：粗利益日額と保険の目的の所在地（都道府県毎）により異なります。

以上